

## 一般社団法人日本鉄道技術協会定款・規則抜粋

正会員、賛助会員などに関する項目のみ抜粋。全文必要な方は事務局までご連絡ください。

### ◆定款抜粋（最終改正日：平成 23 年 4 月 1 日）

#### 第 3 章 会員及び社員

（法人の構成員）

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- （1）正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- （2）賛助会員 この法人の事業に賛同し賛助するために入会した団体
- （3）特定部会会員 この法人の事業のうち第 4 1 条に規定する特定部会の事業に賛同して入会した団体
- （4）特別会員 この法人の事業に賛同する研究者、学識経験者又は団体で、この法人が事業への協力を要請した者
- （5）名誉会員 この法人の発展に特に功労があった者及び鉄道技術の発達に特別の功績がある者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は、法人法に規定された次に掲げる権利を、この法人に対して行使することができる。

- （1）法人法第 1 4 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- （2）法人法第 3 2 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- （3）法人法第 5 7 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- （4）法人法第 5 0 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧）
- （5）法人法第 1 2 9 条第 3 項の権利（計算書類の閲覧等）
- （6）法人法第 2 2 9 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧）
- （7）法人法第 2 4 6 条第 3 項、第 2 5 0 条第 3 項及び第 2 5 6 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、賛助会員並びに特定部会会員は、会員になった時及び毎年、理事会において別に定める入会金並びに会費を支払う義務を負う。

（退 会）

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1）この定款その他の規則に違反したとき
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき
- （2）すべての会員が同意したとき
- （3）当該会員が死亡、又は解散したとき

◆規則抜粋（最終改正日：令和2年4月1日）

第2章 会 員 等

（会員等の登録と特典）

- 第2条 正会員は、入会するとき正会員名簿に登録され、技術情報誌「JREA」の配布を受けるほか、協会主催の各種行事に参加することができる。
- 2 賛助会員は、入会するとき賛助会員名簿に登録され、それぞれの希望により技術情報誌「JREA」又は英文誌「Japan Railway Engineering」（以下「JRE」という。）のいずれか一方、又は両者を組み合わせて、1口につき計2部の割合（ただし、最大各10部を限度とする。）で配布を受けるほか、協会主催の一般行事に参加することができる。
  - 3 特定部会会員である日本鉄道サイバネティクス協議会（以下「協議会」という。）の会員は、特定部会会員名簿に登録され、協議会が発行する技術情報誌「サイバネティクス」及び調査報告書等の配布を受けるほか、協議会が主催する各種行事に参加することができる。
  - 4 会員は業務上の研究調査などを協会に依頼することができる。
  - 5 定款第5条に定める一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員でもある会員（本規則において「会員」という。）の他、本協会に学生会員を置く。
  - 6 学生会員は、法人法上の社員としての本協会についての権利及び義務を有さない。学生会員に関する事項は、別に定める学生会員規程による。
  - 7 会員及び学生会員を総称して、本規則において「会員等」という。

（入会金および会費）

第3条 正会員及び賛助会員の入会金と会費は、次のとおりとする。

会員種別	入会金	年度会費（4月より翌年3月迄）
正会員	1,000円	年額 6,600円
賛助会員	5,000円	1口につき 年額 24,000円

注 正会員については、年度内入会者の会費は1ヶ月当たり550円の割合とする。

- 2 特定部会会員の入会金と会費は、別に定める特定部会運営規則による。

（会費の納入）

- 第4条 正会員及び賛助会員の年度会費は、当該年度5月末までに納入しなければならない。ただし、協会の都合により別の期限を指定した場合はこの限りではない。
- 2 年度途中での退会等の場合であっても、年度会費の減額及び返金は行わない。